

委員会審査報告

民生文教

9月10日午前10時から開催

主な審査項目

安八町子ども・子育て会議条例の制定

平成25年度一般会計補正予算

●合併浄化槽設置補助金 44万円

平成24年度一般会計決算の認定

平成24年度国民健康保険特別会計決算の認定

平成24年度後期高齢者医療特別会計決算の認定



Q 子ども・子育て支援法は何を求めているのですか。

福祉課長 目的は少子化対策です。幼児教育、保育について、それぞれにあった計画を市町村でつくります。親が働ける環境整備を独自で考えていくものです。

Q 本計画は、放課後児童クラブも含まれるとのことだが、保育園は厚労省管轄で、小学校は文科省の管轄です。この支援法はどちらの管轄ですか。
福祉課長 厚労省の管轄です。放課後児童クラブに関することは、学校教育法ではありません。

Q 会議では、要望がいろいろ出ると思われるが、町独自で予算化するのですか。
福祉課長 保護者、小学校、保育園の方に会議にはいっていただき、ニーズ調査を実施した後、意見を聞いて、予算も含めて検討していきたい。

Q なぜ子ども・子育て支援計画を26年度中に策定する必要があるのですか。また計画が出来上がれば、会議は解散

するのですか。

福祉課長 現在の子育て計画が平成26年度までのため、26年度中に次期計画を定める必要があります。

策定後も計画の評価と見直しのため、会議は継続します。

Q 特定地域型保育事業とは？

福祉課長 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育です。



ひかりの里で所生さんの作業の様子を視察しました

Q 会議のメンバーに子育て事業に従事する者の中から選任するのは誰ですか。
福祉課長 保育園の園長を考えています。

Q 会議のメンバーは町内在住者に限りますか。

福祉課長 原則として町内の在住者です。ただし、学識経験者は、町内の在住者でなくても結構です。